

鳥取県告示第641号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路3・6・10号生田小鴨線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
倉吉市生田、北野及び小鴨
- 3 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市役所建設部景観まちづくり課（倉吉市葵町722）